

～牛飼養農家の皆様へ～

# ランピースキン病への対応について

## 1 発生時のまん延防止対策が厳格になりました

本病は、令和6年11月に福岡県及び熊本県において国内で初めて感染が確認され、終息するまでに福岡県の19農場、熊本県の3農場に感染が拡大しました。

このことから、感染拡大を効果的に防止するため、令和7年7月に家畜伝染病予防法に基づく政令が制定され、発生時のまん延防止対策がより厳格な対策に変更されました。同時に、国が定める「ランピースキン病防疫対策要領」も改正されました。

## 2 ランピースキン病と診断されたら

「家畜伝染病予防法」及び「ランピースキン病防疫対策要領」に基づき、発生時には次のまん延防止対策を実施します。

### 発生農場

- (1) 診断された牛（患畜及び疑似患畜）の殺処分（殺処分家畜は手当金の対象）
- (2) 診断された牛の生乳の廃棄（廃棄生乳は手当金の対象）
- (3) 畜舎の消毒、敷料、排泄物等の発酵消毒、殺虫剤の散布、飼養管理器具等の定期的消毒
- (4) 同居牛のワクチン接種
- (5) ワクチン接種牛の移動自粛要請

### 周辺農場

- (1) ワクチン接種（原則、発生農場から半径5km以内の農場）
- (2) 吸血昆虫対策（農場内の対策の他、農場や家畜市場入出時の車体や車内への殺虫剤散布等）
- (3) 健康観察の徹底

### ※移動及び出荷の制限について

発生状況によって、発生農場及び周辺農場（原則発生農場から半径5km以内の農場）の牛について、他の農場、家畜市場等への移動（と畜場への出荷のための移動を除く）を制限する場合があります。

## 3 被害の拡大防止のために

- (1) 毎日の健康観察

早期発見及び早期通報が、自農場及び地域内の被害拡大防止に重要です。毎日の健康観察と異常を認めた場合の通報に御協力をお願いします。

- (2) 隔離場所の確保

本病を疑う症状のある牛は、他の牛と接触させないことが感染拡大防止に重要です。他の感染症予防にも有効であるため、隔離場所を確保しましょう。

## (参考) ランピースキン病について

ランピースキン病ウイルスの感染により、皮膚の結節を特徴とする牛の伝染病です。

現在国内では発生していませんが、令和7年6月以降ヨーロッパで発生が継続しており、引き続き警戒が必要です。

### 1 主な症状等

皮膚の結節や水腫、発熱、抑うつ  
鼻汁、リンパ節の肥大、泌乳量の低下  
脚の腫れ、鼻や目の出血等



皮膚の結節（写真：農林水産省提供）

### 2 農場への侵入経路

- (1) 感染牛の導入・移動
- (2) 吸血昆虫（蚊、サシバエ、アブ等）による媒介
- (3) ウイルスが付着している飼料、水、器具の持ち込み

※ ウイルスは環境中で長期間生存します。

- ・皮膚病変中：40日以上
- ・血液中：2週間以上
- ・日陰であれば、環境中に数ヶ月生存したという報告もあります

### 3 農場に侵入させないために

- (1) 導入牛の隔離観察、牛の出荷や移動前の健康観察を徹底しましょう
- (2) 吸血昆虫対策を実施しましょう（殺虫剤の散布、粘着シート設置、IGR 剤の散布等）
- (3) 使用する器具の洗浄・消毒をしましょう（逆性石鹸）
- (4) 注射針は1頭1針
- (5) 農場外で使用した器具等を持ち込まないようにしましょう（持ち込む必要がある場合は消毒を徹底しましょう）

### 4 ランピースキン病を疑う症状を発見したら

- (1) 診療獣医師及び畜産事務所に連絡
- (2) 症状のある牛を隔離

### ～問い合わせ先～

広島県西部畜産事務所 防疫課 電話（直通）：(082) 423-2441  
広島県東部畜産事務所 防疫課 電話（代表）：(084) 921-1311  
広島県北部畜産事務所 防疫課 電話（代表）：(0824) 72-2015  
農林水産局畜産課家畜衛生グループ 電話（直通）：(082) 513-3607